職員給与規程

（目的）
第1条 この規程は、諏訪圏域子ども応援プラットフォーム（以下「当団体」という）の 事務局職員（以下「職員」という）の給与・賞与等に関する事項について定めたものて〝あ る。

（適用範囲）
第2条 この規程は、職員として採用された者に対して適用する。

（給与等の定義）
第3条 この規程で給与とは、労働の対価として職員に支払われるものをいう。

（均等待遇）
第4条 職員の国籍、信条、又は社会的身分を理由として、給与において差別的取扱いをすることはない。

（給与の決定）
第5条 給与は職員の勤務形態に応じて、代表がこれを定めるものとする。但し、決定後、 運営委員に報告するものとする。

（給与計算期間及び締切日）
第6条 給与計算期間は、毎月1日から翌月末日までとし、末日を締切日とする。

（給与の支払日）
第7条 給与は毎月15日に支払う。但し、支払日が日曜日のときはその前々日、土曜日・ 祝日など銀行が休日のときはその前日に支払う。

（給与の支払方法）
第8条 給与は、職員が指定した本人名義の預貯金口座へ振り込むことによって支払う。但し、職員が希望した場合は、通貨によって直接本人に支払う。

2 口座振り込みを希望する職員は、所定の手続きにより、給与の振り込みを受ける預貯金の口座を 当団体に届け出なければならない。

（日割単価・時間単価の計算及び端数処理）
第10条 日割・時間単価は、運営委員がこれを定めることとする。

2 その他本規程に定めのない事項については、各関係法令の例により運営委員がこれを定める。

附則
附則 この規定は2021年 9月15日から施行する。
（2021年9月1日運営委員会決議）